



山形県公報

令和4年11月22日(火)
第357号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……1101
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(置賜総合支庁西置賜農村整備課) ……1102
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……1103
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………1104

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(こども医療療育センター) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……1105
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……1111

正 誤

告 示

山形県告示第914号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和4年12月1日山形市に招集する。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第915号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
一般社団法人 P a s i o 鶴岡市宝田三丁目19番20号	アスピアソーシャルアクション 鶴岡市宝田三丁目19番20号	就労継続支援（B型）	10名	令和 4. 11. 15

山形県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営手ノ子地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
飯豊町役場農林振興課
- 3 縦覧に供する期間
令和4年11月22日から同年12月21日まで
- 4 その他
 - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年11月22日から同年12月6日まで縦覧に供する。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市神町西六丁目1015番150から 同 1015番451まで	旧	45.9 <small>メートル</small> } 15.0	<small>メートル</small> 156
同 上	新	45.9 <small>メートル</small> } 17.9	同上

山形県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年11月22日から同年12月6日まで縦覧

に供する。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形空港線
- 2 供用開始の区間 東根市神町西六丁目1015番150から
同 1015番451まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月22日

山形県告示第919号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
新庄国道維持出張所管内、尾花沢国道維持出張所管内
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年7月22日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

山形県告示第920号

次の開発行為は、完了した。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年6月20日 指令村総建第215号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市西根北町210番、219番31、219番32、219番33、219番34、219番72、219番73、219番75、219番76、210番地先、219番31地先、219番33地先、219番34地先、219番地36地先、219番75地先、219番76地先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
寒河江市小沼町151番地 株式会社建託アベ

山形県告示第921号

次の開発行為は、完了した。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年3月18日 指令最総建第15号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
新庄市金沢字中関屋728番7、801番13、815番1、815番2、815番7、816番1、826番、827番1、828番、4954番1、728番7先、815番2先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
新庄市新町2番15号 株式会社新庄開発センター 代表取締役 中村 真

山形県告示第922号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	承認年月日
変更前	変更後		
鈴木末夫	鈴木伸一	西置賜郡白鷹町大字鮎貝3252番地	令和 4.11.11

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第17号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

令和4年11月22日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和4年11月24日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年11月22日

山形県立こども医療療育センター所長 伊 東 愛 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
山形県立こども医療療育センターに係る電力の供給
契約電力600キロワット、使用電力量4,706,523キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立こども医療療育センター 総務課 上山市河崎三丁目7番1号 電話023(673)3366
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年11月7日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号松波プラザ2階D号室
- 5 随意契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和4年12月1日～令和7年11月30日	1,993.20円

(使用電力量に対する単価)

期	間	電力量料金単価（1 kwhにつき）
令和4年12月1日～令和7年11月30日	夏季	19.43円
	その他季	17.99円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

同	同	2DK	61.5	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	单身可
県営土屋倉アパ ート1号	同 上山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	一般用	12,400	14,300	16,400	18,500	21,100	24,400	
同 鷲ヶ袋アパ ート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	2	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	单身可
同 2号	同 7-2	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	
同	同	同	55.7	2	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	
同 長清水アパ ート7号	同 長清水一 丁目10-17	同	70.1	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 日光アパ ート2号	同 天童市北久野本 四丁目14-2	同	62.9	1	同	21,600	25,000	28,600	32,200	36,800	42,500	
同 交り江アパ ート1号	同 交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 2号	同 10-2	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,900	28,100	32,100	37,000	单身可
同 天童駅南ア パート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 近江アパ ート1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	单身可
同	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	单身可
同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	

同 3号	同	同	64.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	单身可
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,700	44,600	同
同 2号	同	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	
同 南寒河江ア パート1号	同 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	
同 2号	同	同	62.6	1	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 塩水アパー ト3号	同 同 寒河江字塩水46- 1	同	70.7	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,500	45,600	
同 6号	同	同	70.7	1	同	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800	
同 谷地アパー ト1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同	同	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 2号	同	同	71.1	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 左沢アパー ト	同 同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	单身可
同 楯岡アパー ト	同 同 村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	同
同 東根中央ア パート1号	同 同 東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同 2号	同	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900	

同 大石田アバ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可
同 あげぼのア バート	同 277-4	2LDK	70.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年12月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和4年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和5年2月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 令和4年10月21日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社レイテストサイエンス山形営業所 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 落札金額 36,575,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年9月9日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 6. 30	号外 (23)	18	下から14	21,156,000	42,127,000
同	同	同	同	20,365,000	41,735,380
令和 3. 6. 29	号外 (26)	18	下から15	23,609,000	50,386,000
同	同	同	同	22,955,000	49,076,080
令和 4. 6. 28	号外 (17)	18	下から14	24,308,000	49,927,000
同	同	同	同	25,555,000	54,115,610

令和4年11月22日印刷
令和4年11月22日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県